

(趣旨)

第1条 この規程は、和光市議会議員政治倫理条例(平成14年条例第36号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(誓約書)

第2条 条例第6条の誓約書の様式は、誓約書(様式第1号)のとおりとする。

(市民の調査請求)

第3条 条例第7条の選挙権を有する者とは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その100分の1の数は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項の規定により選挙管理委員会が告示した数を2で除した数(この数に1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げるものとする。)とする。

2 条例第7条の規定による文書による調査の請求は、和光市議会議員政治倫理調査請求書(様式第2号)により行うものとする。

3 条例第7条の調査の請求に同意する旨の書面の様式は、和光市議会議員政治倫理調査請求同意書(様式第3号)のとおりとする。

4 条例第7条の市民の連署に用いる署名簿の様式は、和光市議会議員政治倫理調査請求署名簿(様式第4号)のとおりとする。

(審査会の会長及び副会長)

第4条 和光市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員定数の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前条及び前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(調査結果の報告書)

第6条 条例第9条第1項の調査結果の報告書の様式は、和光市議会議員政治倫理調査結果報告書(様式第5号)のとおりとする。

(審査会の庶務)

第7条 審査会の庶務は、議会事務局議事課で処理する。

(調査結果の通知書)

第8条 条例第10条の規定による請求者への通知の様式は、和光市議会議員政治倫理調査結果通知書(様式第6号)のとおりとする。

(公表)

第9条 条例第10条の規定による調査結果の報告書の公表は、和光市公告式条例(昭和25年和光市条例第61号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示してこれを行うものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項(第5条第4項に規定する事項を除く。)は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

誓 約 書

私は、和光市議会議員政治倫理条例を遵守し、公正で誠実な政治活動を行うことを堅く誓約します。

年 月 日

和光市議会議長 様

和光市議会議員

印

[様式第2号\(第3条関係\)](#)

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

和光市議会議長 様

請求者 住 所
氏 名 印

和光市議会議員政治倫理調査請求書

和光市議会議員政治倫理条例第7条の規定に基づき、下記のとおり調査を請求します。

記

- 1 違反の疑いがあると認められる者の氏名
- 2 違反する疑いがあると認められる倫理基準
- 3 違反の内容(1000字以内)

様式第3号(第3条関係)

年 月 日

和光市議会議長 様

調査請求同意者	和光市議会議員	印
	和光市議会議員	印
	和光市議会議員	印

和光市議会議員政治倫理調査請求同意書

和光市議会議員政治倫理条例第7条の規定に基づき、下記のとおり調査を請求することに同意します。

記

- 1 調査請求者の住所及び氏名
- 2 違反する疑いがあると認められる者の氏名
- 3 違反する疑いがあると認められる倫理基準

[様式第4号\(第3条関係\)](#)

様式第4号(第3条関係)

和光市議会議員政治倫理調査請求署名簿

有効 無効 の 印	番号	署名 年月日	住 所	生年月日	氏 名	印	備考

[様式第5号\(第6条関係\)](#)

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

和光市議会議長 様

和光市議会議員政治倫理審査会
会 長 印

和光市議会議員政治倫理調査結果報告書

年 月 日付けで調査請求のあった件について、下記のとおり調査結果を報告します。

記

1 請求内容

2 調査結果

様式第6号(第8条関係)

和議第 号
年 月 日

様

和光市議会議長 印

和光市議会議員政治倫理調査結果通知書

年 月 日付けで調査請求のありました件について、和光市議会議員政治倫理条例第10条の規定に基づき、下記のとおり調査結果を通知します。

記

1 請求内容

2 調査結果